

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

武道館条例の一部を改正する条例

第1条 武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額												区分 使用	個人 使用	附属の施設 又は設備の 利用料金の 上限額
			貸切使用														
			土曜日及び休日						その他の日								
			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合					
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで												
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の額 の50 パー セント に	円 130 330	1 附属 の施設 又は設 備の利 用料金 附属 の施設 又は設 備を使 用する 場合に
		一般	8,130	12,730	16,960	16,270	25,460	33,930	6,770	10,610	14,140	13,550	21,230	28,280			
	その他の催し に使用する場 合	40,630	63,630	84,880	60,940	95,460	127,320	33,860	53,020	70,740	50,780	79,540	106,100				
柔 道 場 及	アマチ ュアス	小学校 児童、	2,020	3,180	4,240	4,060	6,360	8,480	1,700	2,650	3,530	3,390	5,300	7,060		130	

び 剣 道場	ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														相当 する 額	330	おいて は、1 件又は 1式1 時間ま でごと に1,470 円の範 囲内で 知事が 定める 額
		一般	4,060	6,360	8,480	8,130	12,730	16,960	3,390	5,300	7,060	6,770	10,610	14,140				
	その他の催し に使用する場 合		20,310	31,800	42,430	30,470	47,730	63,660	16,920	26,510	35,370	25,390	39,780	53,040				
弓 道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,200	2,740	4,380	4,380	5,500	8,770	1,820	2,280	3,660	3,660	4,570	7,310	130	2 電気 料及び 暖房料 電気 を使用 する場 合又は 暖房を 使用する 期間に おいて は、実 費を基 準とし て知	
		一般	4,380	5,500	8,770	8,770	10,970	17,550	3,660	4,570	7,310	7,310	9,150	14,620	330			
	その他の催し に使用する場 合		10,950	13,720	21,950	21,910	27,430	43,900	9,120	11,430	18,290	18,250	22,850	36,590				
	遠 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,100	1,380	2,200	2,200	2,740	4,380	910	1,150	1,820	1,820	2,280	3,660	130		
		一般	2,200	2,740	4,380	4,380	5,500	8,770	1,820	2,280	3,660	3,660	4,570	7,310	330			
	その他の催し に使用する場 合		5,480	6,860	10,970	10,950	13,720	21,950	4,560	5,710	9,150	9,120	11,430	18,290				
相 撲 場	アマチ ュアス	小学校 児童、	900	1,100	1,820	1,810	2,210	3,660	750	910	1,510	1,500	1,830	3,030	130			

スポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生																330	事 が 定 め る 額
	一般	1,810	2,210	3,660	3,620	4,420	7,290	1,500	1,830	3,030	3,010	3,680	6,080					
その他の催し に使用する場 合		4,550	5,500	9,140	9,110	10,970	18,280	3,790	4,570	7,610	7,580	9,150	15,240					
第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1人1時間までごとに890円																

第2条 武道館条例の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額													区分 使用	個人 使用	附属の施 設又は設 備の利用 料金の上 限額		
		貸切使用																	
		土曜日及び休日						その他の日											
		入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する場 合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する場 合								
		8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで						
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用	円	1 附属 の施設 又は設 備の利 用料金
	一般	4,130	6,480	8,640	8,280	12,970	17,270	3,450	5,400	7,190	6,890	10,810	14,400	28,800	340				
		一般	8,280	12,970	17,270	16,570	25,930	34,560	6,890	10,810	14,400	13,800	21,620	28,800					

		合														料金		附属 の施設 又は設 備を使 用する 場合に ついて は、1 件又は 1式1 時間ま でごと に1,500 円の範 囲内で 知事が 定める 額 2 電気 料及び 暖房料 電気 を使用 する場 合又は 暖房を 使用す
		その他の催し に使用する場 合	41,380	64,810	86,450	62,070	97,230	129,680	34,490	54,000	72,050	51,720	81,010	108,060	の50 パー セントに 相当する 額			
柔道場 及び 剣道場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,060	3,240	4,320	4,130	6,480	8,640	1,730	2,700	3,590	3,450	5,400	7,190	130			
		一般	4,130	6,480	8,640	8,280	12,970	17,270	3,450	5,400	7,190	6,890	10,810	14,400	340			
	その他の催し に使用する場 合	20,690	32,390	43,220	31,030	48,610	64,840	17,230	27,000	36,030	25,860	40,520	54,020					
弓道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,240	2,790	4,460	4,460	5,600	8,930	1,850	2,320	3,730	3,730	4,650	7,440	130		
		一般	4,460	5,600	8,930	8,930	11,170	17,880	3,730	4,650	7,440	7,440	9,320	14,890	340			
	その他の催し に使用する場 合	11,150	13,970	22,360	22,320	27,940	44,710	9,290	11,640	18,630	18,590	23,270	37,270					
	遠 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,120	1,400	2,240	2,240	2,790	4,460	930	1,170	1,850	1,850	2,320	3,730	130		
		一般	2,240	2,790	4,460	4,460	5,600	8,930	1,850	2,320	3,730	3,730	4,650	7,440	340			

